

船員災害防止協会定款

(昭和 42 年 10 月 31 日施行)

改正 昭和 44 年 5 月 26 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、船員災害防止協会という。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、船員の安全確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止することを目的とする。

(業務)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、船員災害の防止に関し、次の業務を行なう。

- (1) 船舶所有者、船舶所有者の団体等が行なう船員災害の防止のための活動を促進すること。
- (2) 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。
- (3) 船員災害防止規程を設定すること。
- (4) 会員に対して、技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。
- (5) 船内作業に必要な機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。
- (6) 船員の技能に関する講習を行なうこと。
- (7) 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
- (8) 調査及び広報を行なうこと。
- (9) その他必要な業務を行なうこと。

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員の資格を有する者は、船舶所有者及び船舶所有者の団体とする。

(入会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

2 既納の会費は、返還しないものとする。

(脱退)

第 8 条 会員は、次の場合には、脱退するものとする。

- (1) 会員の資格を喪失したとき
- (2) 会員が死亡し、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき

2 会員は、前項の規定によるほか、60日前までに会長に申出をして本会を脱退することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失なうような行為があつたとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があつたとき
- (3) 著しく会費を滞納したとき

(届出)

第10条 会員は、氏名若しくは住所又は名称、代表者の氏名 若しくは主たる事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を会長に届け出なければならない。

第3章 賛助会員及び名誉会員

(賛助会員)

第11条 本会の目的に賛同するものは、理事会の議決を得て、会長が定めるところにより、賛助会員とすることができる。

(名誉会員)

第12条 船員災害の防止に関し功労のあつた者は、理事会の推せんにより、名誉会員とすることができる。

(適用除外)

第13条 第2章の規定は、賛助会員及び名誉会員には適用しない。

第4章 役員等

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 2名以内
- (5) 理事 80名以内
(副会長、専務理事及び常務理事を含む。)
- (6) 監事 3名以内

(役員を選任)

第15条 会長、理事及び監事は、総会において選任する。

2 副会長、専務理事及び常務理事は、理事のうちから会長が指名する。

(役員職務)

第16条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行なう。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の会務を掌理し、会長及び副会長がとも

に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を行なう。

4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して、本会の会務を掌理する。

5 理事は、理事会を組織して会務を掌理する。

6 監事は、本会の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

(役員解任)

第 18 条 役員は、次の各号の 1 に該当するときは、総会においてその役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第 19 条 役員は、すべて名誉職とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を得て、会長が定める。

(参与)

第 20 条 本会に、参与を置く。

2 参与は、船員災害の防止に関し、学識経験がある者のうちから、会長が理事会に諮って委嘱する。

3 参与の任期は、1 年とする。

4 参与は、本会の業務の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に応じ、又は会長に意見を述べるができる。

第 20 条の 2 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会に諮って委嘱する。

3 顧問の任期は、1 年とする。

4 会長は、本会の業務の運営に関する事項について、顧問の意見を求めることができる。

第 5 章 会 議

(種別)

第 21 条 会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第 22 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき招集する。

4 会長は、総会員の 5 分の 1 以上から又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総

会の請求があつたときは、その請求のあつた日から 40 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の招集)

第 23 条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の 10 日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第 24 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 船員災害防止規程の設定、変更又は廃止
- (4) その他の重要事項

2 船員災害防止規程の設定、変更又は廃止は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を得、かつ、その設定又は変更については、国土交通大臣の認可を受けなければ、することができない。

(総会の定足数等)

第 25 条 会員は、それぞれ 1 個の表決権を有する。

2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 26 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員 2 名以上がこれに署名押印するものとする。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(総代会)

第 28 条 本会は、総会の議決により、総代会を置くことができる。

2 総代会は、総代 200 人以上 300 人以内をもつて組織する。

3 総代会は、総会に代わりその議決事項(解散の議決を除く。)を審議決定するものとする。

(総代)

第 29 条 総代は、総会で定めるところにより、会員のうちから選挙する。

2 総代の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 総代は、各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

4 総代は、任期満了後も、新たに総代が選任されるまで、引続きその職務を行なうものとする。

る。

(準用)

第 30 条 総会に関する規定は、総代会に準用する。

(理事会)

第 31 条 理事会は、会長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集する。

(理事会の議決事項)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会によつて委任された事項
- (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (5) その他の重要事項

2 前項第 4 号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第 33 条 第 25 条から第 27 条までの規定は、理事会に準用する。

第 6 章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第 34 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第 7 章 支 部 等

(支部)

第 35 条 本会は、理事会の議決を得て、会長が定めるところにより支部を置く。

(安全管理士及び衛生管理士)

第 36 条 本会に、安全管理士及び衛生管理士若干名を置く。

(事務処理等)

第 37 条 本会の事務処理の組織、支部並びに安全管理士及び衛生管理士に関し、必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が定める。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 38 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(資産の構成)

第 39 条 本会の資産は、会費、補助金及びその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第 40 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第 41 条 本会の経費は資産をもつて支弁する。

2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(予算案の作成)

第 42 条 会長は、毎会計年度の初めに予算案を作成して総会に提出し、その議決を経なければならぬ。

(会計書類等)

第 43 条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催の 1 週間前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 収支に関する決算書類

(3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

第 9 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を得、かつ、厚生労働大臣及び国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 45 条 本会は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 46 条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を得、かつ、厚生労働大臣及び国土交通大臣の認可を受けて、本会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 10 章 雑 則

(公告)

第 47 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、官報に掲載して行なうものとする。

(実施規程)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この定款を実施するため必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、本会成立の日から施行する。
- 2 本会設立当初の総会は、創立総会をもつて代えるものとする。
- 3 本会設立当初の事業年度は、第 38 条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和 43 年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 4 本会の設立当初の役員の任期は、第 17 条の規定にかかわらず、本会の成立の日から昭和 44 年 3 月 31 日までとする。

附 則（昭和 44 年 5 月 26 日議決）

この定款の改訂(第 14 条及び第 20 条の 2)は、議決の日から施行する。